

軽量シャッター

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象とした軽量シャッターは、**標準仕様書** 1 6 章 1 2 節に規定する軽量シャッターとしている。

軽量シャッターの開閉形式による種類は、上部電動式（手動併用）および手動式を対象としている。

2. 品質・性能等

(1) 材質等

(イ) スラットについては、**標準仕様書**の規定によっている。

(ロ) スラット以外については、以下の材料を確認している。

(a) JIS G 3312 (2013)「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の規定により、めっき付着量は Z06 以上又は F06 以上としている。

(b) JIS G 3302 (2019)「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の規定により、めっき付着量は Z06 以上又は F06 以上としている。

(c) JIS G 3322 (2013)「塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯」の規定により、めっき付着量は AZ90 以上としている。

(ハ) 規定された主要資材の材質及び資材メーカーから申請品の製造所への納入ルートを確認している。

(2) 軽量シャッターの性能

(イ) 耐風圧強度は、スラットの耐風圧性能図（スラット形状ごとの風圧力に対するシャッターの最大内法幅を示すもの）について計算書で確認している。

(ロ) **実施要領**に規定する試験機関等による、スラットの曲げ試験及び開閉繰返し性能試験の結果を確認している。

(ハ) その他の開閉試験等については製造所による JIS A 4704 (2015)「軽量シャッター構成部材」に規定する試験結果を確認している。

(3) 構造

軽量シャッターの構造は、**標準仕様書**の規定との整合性について確認している。

(4) 寸法

部材寸法は、製造所における構成部材の寸法許容差を確認している。

(5) 保護装置

電動式の保護装置について以下の装置を設けていることを確認している。

(イ) リミットスイッチのほかに保護スイッチを設けている。

(ロ) 電動式で次に掲げるシャッターには、降下中に障害物を感知した場合は、自動的に停止する機能を有する障害物感知装置を設けている。

(a) 日常使用される管理用シャッター

(b) 一斉操作、遠隔操作等見えない場所から操作するシャッター